

官庁施設のユニバーサルデザイン診断とデータベースの整備に関する調査研究

伊藤 敦志¹

¹大臣官房官庁営繕部 整備課 (〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2.)

官庁施設におけるユニバーサルデザインの水準のスパイラルアップのためには、施設利用者などの実感による評価を蓄積、活用することが重要である。そのため、施設利用者が回答しやすい調査票の作成、かつ、今後の施設整備に反映しやすい整理方法などの検討を行い、調査結果をもとに施設利用者の障がい種別などの特性別のニーズを整理した。

また、調査結果や営繕職員の経験・知見などをコンピュータ上に蓄積するデータベースを開発し、多くの営繕職員が閲覧、検索できるような仕組みを構築した。

キーワード ユニバーサルデザイン, UD診断, UDデータベース

1. はじめに

国土交通省官庁営繕部では、2006年3月に制定した「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に基づいて、官庁施設を整備する際の各段階（企画、設計、施工、フォローアップ）において、ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握、解決策の検討、評価及び検証並びにフィードバックを行うユニバーサルデザインレビュー（以降、UDレビューという。）を行うことで、高齢者・障がい者などを含む全ての人により利用しやすい官庁施設の整備にとりくんでいるところである。

本稿では、官庁施設の整備におけるフォローアップ段階のUDレビュー（以降、UD診断という。）の手法を確立するとともに、各施設の評価結果などの情報を蓄積する「官庁施設ユニバーサルデザインデータベース」を構築することを目的として、2009年度に実施した調査研究について報告する。

2. UD診断の試行について

官庁施設整備の企画・設計・施工の各段階でUDレビューを実施した施設が完成を迎えていることを受け、今後はUD診断の取り組みが重要となってきた。そこで、すでに運用されている官庁施設を対象に、高齢者・障がい者などの様々な特性を持った施設利用者の視点から、官庁施設のユニバーサルデザインを総合的に評価・検証してもらうUD診断を試行して、施設利用者が回答しやすい調査票を作成するとともに、今後の施設整備に反映しやすい整理方法などの検討を行った。

(1) UD診断の試行概要

全国の地方整備局等営繕部において、すでに運用を開始している官庁施設10施設を対象にUD診断を試行した。試行対象施設の概要を表1に示す。

表-1 試行対象施設の概要

施設名	構造・階数 (面積[m ²])	竣工年月
旭川地方合同庁舎	SRC-6-1 (24, 156)	2008. 10
青森法務局五所川原支局	RC-2 (1, 850)	2006. 3
筑西しもだて合同庁舎	RC-5-1 (4, 764)	2007. 9
新潟美咲合同庁舎 1号館	SRC-8 (16, 400)	2005. 9
名古屋法務局春日井支局	S-3 (1, 224)	2008. 3
京都御苑堺町休憩所	S-1 (161)	2009. 4
廿日市地方合同庁舎	RC-4 (4, 223)	2008. 9
高松サンポート合同庁舎	S-14-2 (29, 848) S-2-1	2006. 11
田川公共職業安定所	RC-2 (2, 081)	2008. 9
那覇第2地方合同庁舎 2号館	S-11-1 (16, 141) 一部 SRC	2008. 3

試行にあたっては、1施設当たり数名～30数名、合計192名に及ぶ年齢・障がい・疾患等の様々な特性の方々

にモニターとしての参加をお願いした。参加モニターの特性と参加者数を表2に示す。

表-2 参加モニターの特性と参加者数

高齢者、障害者等のモニターの特性			参加者数 (名)
高齢者			35
障害者等	身体障害者	視覚障害	22
		聴覚・言語障害	22
		肢体不自由	37
		内部障害	14
	知的障害者		3
	精神障害者		1
発達障害者		7	
高次脳機能障害者		1	
妊娠中・子ども連れの方			6
母国語が日本語ではない方			3
特に不自由はない方(高齢者以外)			41
合計			192

診断方法には、聴き取り方式とアンケート方式の2種類で検討した。聴き取り方式は、調査員がモニターと一緒に施設内を移動して、聴き取りを行いながら、診断票に記録していく方法で、一人ひとりの特性に応じた意見・ニーズを詳細に把握できる面で有効である。アンケート方式は、診断票の配布・回収のみを行う方法で、少数の調査員で多くのモニターに対応できる面で有効である。診断方式と特徴を表3に示す。

表-3 診断方式と特徴

	聴き取り方式	アンケート方式
目的	モニターの特性に応じて個別具体的な事項を検証するため、評価結果の理由を詳細に把握することを目的とする。	より多くの意見から利用者ニーズを把握することを目的とする。
長所	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの特性に応じ、個別・具体的な事項を検証できる。 対話を通して回答内容を再確認ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> より多くの意見が得られる。 聴き取り方式に比べ短時間で済む。
短所	<ul style="list-style-type: none"> モニター1人に対し、調査者1人の配置が必要。 所要時間が長い。(一人当たり平均1.5時間程度) 	<ul style="list-style-type: none"> モニター本人が診断票へ記入するため、詳細なコメントが得られにくい可能性がある。 その場で回答がいただけない場合の郵送回収などの対策を講じる必要がある。

今回の試行では、6施設を聴き取り方式、1施設をアンケート方式、3施設を両方式の併用で実施した。モニターには、ユニバーサルデザインの視点から実際に使用した各評価対象と施設全体について、5段階評価と評価理由(良い若しくは問題となった場所・状態等)を回答い

ただいた。評価対象となる区分を表4に示す。

表-4 評価対象区分

大項目	中項目
1. 屋外の移動空間	敷地入口、駐車場、敷地内通路、屋外の案内・誘導、玄関周り
2. 庁舎内の移動空間	総合案内板、総合受付、廊下、階段、エレベーター、各室出入口、屋内の案内・誘導
3. 行為空間	待合い、窓口、一般トイレ、多機能トイレ
4. 非常時への対応	
5. 施設全体の評価	

(2) UD診断の試行結果

UD診断の試行では、利用者の視点から、今後の官庁施設整備に反映すべき重要な指摘を沢山いただいた。例えば、身障者用駐車場の表示看板や屋根を受ける柱が福祉車両等のハッチバック式のドアと干渉する、視覚障がい者用の触知板は傾斜角度や取り付け高さによっては手首を無理に折り曲げて読み取らねばならないなどの指摘があった。また、個々の設備・空間はユニバーサルデザインに配慮されていても、それらを繋ぐ動線上のサイン計画などが不十分であれば、目的地に辿り着くことができず、そもそも利用できない状況も見られた。施設整備のユニバーサルデザインのニーズ等の把握においては、実際の使用状況を正しく理解することの重要性が示された。

各モニターの評価・意見を受け、評価対象やモニターの特性に基づき、良い整備事項、指摘があった問題点、改善策及び今後の施設整備への教訓等を、「施設整備上のUD留意事項」(以降、UD留意事項という。)として整理した。2009年度の試行によって得られた100件のUD留意事項を、空間別・評価対象別に集計したものを表5に示す。

表-5 UD留意事項の集計(空間別・評価対象別)

空間	評価対象別集計 ※括弧内の数字は件数を示す。	空間別集計	総数
屋外移動空間	敷地入口(7)、駐車場(8)、敷地内通路(5)、屋外の案内・誘導(10)、玄関周り(4)	34	100
屋内移動空間	受付・総合案内(14)廊下(3)、階段(4)エレベーター(7)各室出入口(2)屋内の案内・誘導(9)	39	
行為空間	待合い(2)、一般トイレ(7)多機能トイレ(11)	20	
非常時への対応	非常時への対応(6)	6	
施設全体	施設全体(1)	1	

3. UDデータベースの構築について

官庁施設におけるユニバーサルデザインの整備水準をスパイラルアップさせるため、UD診断結果をはじめとする官庁施設のUDレビュー実施結果や営繕職員のユニバーサルデザインに関する経験・知見を蓄積する「官庁施設ユニバーサルデザインデータベース」（以降、UDデータベースという。）を構築した。UDデータベースの概念図を図1に示す。



図-1 UDデータベースの概念図

(1) UDデータベースの目的

本省及び全国の地方整備局等の営繕職員に対して、ユニバーサルデザインの視点に立った官庁施設整備を行う上で役に立つ情報を提供することを目的としている。

(2) UDデータベースの特徴

UDデータベースは、単純なデータ検索システムではなく、データベースを利用する営繕職員が、自らの経験・知見をコメントとして書き加えることができ、利用していくことでデータの中身が更に充実していく特徴を持っており、多くの営繕職員が簡単に利用できるように、国土交通省のイントラネット上で、個人のパソコンから専

用のソフトを使用することなくブラウザから利用できる環境を整えたところである。

(3) UDデータベースに蓄積される情報

UDレビュー実施結果として、施設の情報、UD留意事項、分析グラフ及び診断結果の総括を蓄積するとともに、営繕職員の経験・知見として、UD留意事項や診断結果の総括に対するコメントを蓄積することとなる。

UDレビュー実施結果については、施設整備の各段階のUDレビューが終了した時点で登録することとなり、コメントについては、随時登録することができる。

(4) UDデータベースの機能

本省及び全国の地方整備局等の営繕職員がそれぞれの目的に応じて利活用できるよう、次の機能を設けている。

- UDレビュー実施結果の検索・閲覧・ダウンロード機能は、各官庁施設の評価・検証や、施設横断的な分析を行うことができる。
- UD留意事項の検索・閲覧機能は、登録されている全てのUD留意事項を対象に、フリーワード検索や、評価対象、利用者特性による絞り込みを行い、知りたい情報を抽出して、閲覧・ダウンロードすることができる。
- コメント登録・投票機能は、登録されているUD留意事項や診断結果の総括に対して、イントラネット上で営繕職員が書き込みや投票を行い、個々の営繕職員の経験・知見を蓄積・共有することができる。

4. おわりに

UDデータベースは、2010年度から本省及び地方整備局等の営繕職員による運用を開始することとしている。UDデータベースに蓄積された情報は、定期的に有識者による評価を行い、官庁施設のユニバーサルデザインに関する情報源として精査することとし、特に重要な情報については営繕技術基準類等に反映するなど、常に情報の更新と充実を図ることで、ユニバーサルデザインの水準の更なる向上につなげることとする。

謝辞：本調査研究にあたっては、地方公共団体、NPO、地域自治会、各種団体等の皆様のご協力と、官庁施設ユニバーサルデザイン実感評価手法検討会（座長：古瀬敏静岡文化芸術大学教授）におけるご指導をいただきました。厚く御礼申し上げます。